

子どもをタバコから守る会・愛知 会則

第1章 総則

第1条 本会は子どもをタバコから守る会・愛知と称する

第2条 本会は事務局を（名古屋市千種区楠元町 1-100 愛知学院大学短期大学部）内におく。

第2章 目的および事業

第3条 本会は子ども達をタバコの害から守ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1) 会の目的を達成するために年3回程度の世話人会を開催します。
- 2) 年に1回、一般市民向けに講演会を開催します。
- 3) 子どもをタバコの害から守るための広報活動を行います。
- 4) 施設の敷地内禁煙実施を支援します。
- 5) 幼稚園や小中学校・高校等において、子どもを対象とした講習会や子どもに関わる各職種の方々を対象とした講習会を行います。
- 6) 役所、保健所、警察等の公的組織との協力、連携を行います。
- 7) その他本会の目的に沿った事業を行います。

第3章 会員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1) 正会員
- 2) 賛助会員

第6条 正会員とは本会の目的に賛同する方々で、タバコの生産・販売・消費を奨励また助長する活動を行わないことを条件とし、世話人会の承認を得た個人をいう。

第7条 賛助会員とは本会の目的に賛同する個人または団体で、世話人会の承認を得たものをいう。

第8条 本会に入会しようとするものは、本会事務局に申し込むものとする。

第9条 会員は次の場合にその資格を喪失するものとする。

- 1) 退会の希望を本会事務局に申し出たとき。
- 2) 死亡または失踪宣言
- 3) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったと世話人会が決定したとき

第4章 経費

第10条 本会の経費は、会費並びに寄付金とする。

第11条 会費の額は、世話人会で決定し、総会で報告する。

第5章 役員

第12条 本会に次の役員を置くことができる

- ① 代表世話人 1人
- ② 世話人 若干名
- ③ 事務局長
- ④ 監事 2名
- ⑤ 顧問医師 若干名

第6章 補則

第13条 本会則の改正は、世話人会で検討し、総会で承認を受けるものとする

第14条 本会則は平成15年12月吉日より発効する。